

1. (※1) 任意受講科目は資格取得の要件ではありません。任意受講科目の詳細は、千葉支部高齢・障害者業務課にお問い合わせください。
2. (※2) 「実務経験」による相談員の資格要件は、裏面をご覧ください。
3. 「受講に際して必要な障害等への配慮」は、講習を円滑に受講いただく準備のために確認するものであり、受講決定可否の判断及びその他の目的に使用することはありません。個別の事情は、受講決定後に改めて伺いますので、支障のない範囲でご記入ください。
4. 受講希望者が複数いる場合は、申込書を人数分作成し、それぞれに受講優先順位をご記入の上、提出してください。
5. 記載された情報は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構において適正に管理し、障害者職業生活相談員資格認定講習を適切に実施することを目的として、また当機構において実施する各種研修等の情報提供のために使用します。
(受講希望者が複数の場合、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。)

(注)厚生労働省令で定める資格

●職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものに限る)の修了者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者

●学校教育法による大学もしくは高等専門学校(旧専門学校を含む)の卒業者又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期養成課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものを除く)、特定専門課程もしくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練もしくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者

●学校教育法による高等学校(旧中等学校令による中等学校を含む)又は中等教育学校の卒業者(学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む)で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者

●その他の者で、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者

●上記に掲げる者に準ずる者(※)

(以上「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より引用)

※「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修(国の機関の職員に対する障害者の職場適応援助者養成事業)修了者を指します。